

# 労働法の基礎講座

## 第13回



## 【労働時間】労働時間の原則

労働時間とは、労働者が会社の監督・指揮命令下にある時間のことです

会社は、労働者を **1日8時間、1週40時間**（法定労働時間という）を超えて労働させることはできません。

※これを超えて労働させる場合は時間外労働の手続きが必要です（別講義にて紹介）

※労働者数が10人未満の一部の業種（商業、映画、保健衛生業、接客娯楽業）は特例として1週44時間まで労働可能

労働時間となりえるかどうかは、会社の監督・指揮命令下に置かれているかどうかを個別にとらえて判断する必要があります。

### 労働時間となる可能性のあるもの

仕事前の準備時間や着替えの時間

移動時間（事業場から顧客先や別の事業場等への移動）

片付け時間

朝礼や体操時間

実際に作業していない待機時間や仮眠時間      など



## ■ 管理監督者の判断基準

法定労働時間は、農業、水産業などの仕事に就いている者など適用されない労働者がいます。そのひとつに「管理監督者」が含まれます。

「管理監督者」に該当するかどうかは、部長や課長、役員など役職ではなく、以下のような点に着目し個別総合的に判断する必要があります。

- ① 経営上の重要な事項に関する企画立案などの部門に配属され、経営者と一体的な立場といえる職務内容とそれに伴う責任や権限を与えられていること
- ② 一般労働者と比較し、管理監督者としてふさわしい待遇（定期給与、手当、賞与、その他の待遇）がなされていること  
など

管理監督者の判断にあたっては詳細は右記へ



管理監督者でも深夜労働の割増賃金の支払いや労働時間の状況の把握、時間外労働が月80時間を超える場合等の医師による面接指導等は必要です。

